

別添

令和9・10年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準における「社会貢献等」の加点対象に関するについて

1. 概要

令和6年度及び令和7年度に各団体が直接主催して実施（活動）している事業、または、令和6年度及び令和7年度に沖縄県が主催する事業へ協力した事例などがある場合を加点対象とする。

2. 対象：Web を活用した活動も対象とする。

評価項目	内容	点数
1. 労働安全対策	労働災害を防止するための取り組み等の実施 (事例) ・労働安全衛生活動（パトロール等）を行っている。 ・労働安全対策を推進するためのキャンペーン（労働安全対策推進大会等）を行っている。 ・熱中症対策を行っている。 等	1回～2回 0点 3回～4回 1点 5回以上 2点
2. 技術研修参加等	建設産業の生産性の向上等（人材育成、能力開発等） (事例) ・資格取得のための講習会を実施している。 ・技術向上等に関する研修会や講習会を実施している。 ・建設産業の活性化につながる相談会を実施している。 ・建設キャリアアップ研修会を実施している。 など	1回～2回 0点 3回～4回 1点 5回以上 2点
3. 地域貢献活動等	地域社会貢献活動（環境美化活動、ボランティア活動等）の取り組み (事例) ・土木建築部の道路ボランティアに登録し道路植栽等の管理活動を行っている。 ・道路、河川、海岸等のゴミ拾い、清掃活動を実施している。 ・公園の遊具の点検や破損箇所の補修を行っている。 ・献血活動へ協力している。 ・交通安全対策へ協力している。 ・海岸等に漂着した軽石除去作業へ協力している。 等	1回～2回 0点 3回～4回 1点 5回以上 2点

評価項目	内容	点数
4. 雇用改善等	雇用改善（若年者入職の掘り起こし等）の取り組み （事例） ・ 学生等を対象に、就職先のあっせんなど入職支援を実施している。 ・ 学生等を対象とした現場見学会および現場実習を実施している。 ・ 学校等で、職業人講話を実施している。 等	1回～2回 0点 3回～4回 1点 5回以上 2点
5. 普及啓発活動等	建設業の魅力発信・普及・啓発等の取り組み （事例） ・ 建設業の魅力発信等のイベント（シンポジウム、パネル展示、フォトコンテスト等）を行っている。 ・ 建設業の周知用の出版物を作成等している。等	1回～2回 0点 3回～4回 1点 5回以上 2点

3. 注意事項

- ・ 令和6年度及び令和7年度に各団体が直接主催して実施（活動）している事業、または、令和6年度及び令和7年度に沖縄県が主催する事業へ協力した事例を対象とするものであり、他の団体が主催した活動に協力した事例については、対象外とする。
- ・ 実施（活動）とは、清掃活動やパトロールなど実際に行った活動をいうもので、会員等への周知、研修会への参加などは、含まないものとする。
- ・ 研修会や普及啓発活動等の開催を Web を活用して実施した場合でも、実施（活動）に含めることができるものとする。
- ・ 無償又は団体実費による活動を評価するため、契約に基づく委託等は対象とはならない。
- ・ 活動内容が客観的に判断できる資料を本申告書と併せて提出すること。
- ・ 団体の支部等の単位での活動も、団体として行った活動として対象とする。
- ・ 一つのイベントの中で行われる複数の活動（パネル展示やシンポジウム）は、まとめて1回とカウントする。
例）シンポジウムを開催し、同日に講演会、パネルディスカッション、パネル展示を行っている場合は、まとめて1回と数える。
例）フォトコンテストは、作品の募集、表彰等までを一体的に考えるため、まとめて1回とカウントする。
- ・ パネル展示などについては、同じ趣旨で、複数の場所および期間を異にする場合でも同一の取り組みとして扱うこととし、まとめて1回とカウントする。
- ・ 清掃活動などは、日時、活動場所などが異なる場合は、それぞれを回数としてカウントする。
- ・ まず、各年度毎（令和6年度及び令和7年度）に合計点数を算出し、その後、各年度毎（令和6年度及び令和7年度）の合計点数を足して2で割った点数が、各団体へ加点される点数となる。（小数点以下は切り上げ）

4. 各企業への加点の方法

- ・各団体へ加点された点数に、各企業の各団体への加盟年数割合を乗じて算出する。
- ・加盟年数割合は、各団体への加盟年数／5年 で算出する。（5年以上は、上限5年とする。）
- ・小数点以下は、すべて繰り上げる。

例) 団体の加点6点、団体への加盟年数3年

$$6 \text{ 点} \times 3 \text{ 年} / 5 \text{ 年} = 3.6 \div \boxed{4 \text{ 点}}$$